



紫陽花

吉沢税務会計事務所だより

発行人

税理士 吉澤 暢章

事務所 〒399-8602

長野県北安曇郡池田町

大字会染6752-1

TEL 0261 (62) 2487

FAX 0261 (62) 7499

6月

(水無月) JUNE

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	・
水	4	18	・
木	5	19	・
金	6	20	・
土	7	21	・
日	8	22	・
月	9	23	・
火	10	24	・
水	11	25	・
木	12	26	・
金	13	27	・
土	14	28	・

6月の税務と労務

国 税／5月分源泉所得税の納付

6月10日

国 税／所得税の予定納税額の通知

6月15日

国 税／4月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)6月30日

国 税／10月決算法人の中間申告

6月30日

国 税／7月、10月、1月決算法人

の消費税等の中間申告

(年3回の場合) 6月30日

地方税／個人の道府県民税・都民税
及び市町村民税・特別区民
税の納付(第1期分)

市区町村の条例で定める日

労 務／健康保険・厚生年金保険被
保険者賞与支払届

支払後5日以内

労 務／児童手当現況届(市区町村
役場から通知が届いた場合)

6月30日

ワンポイント スマート変更登記

令和8年4月1日以降は、不動産所有者の氏名・住所の変更日から2年以内の変更登記が義務化されるとともに、所有者に代わり法務局が職権で変更登記を行う「スマート変更登記」が開始します。これに先立ち、個人がスマート変更登記を利用するための事前手続が、今年4月21日から始まっています。



情報流通プラットフォーム対処法

プロバイダ責任制限法

20世紀末より世界中でIT化が普及し、仕事や日常生活でパソコンやスマートフォンなどの機器を用いる機会が急増しました。それに伴い、インターネット上で起こるトラブルも増加しています。特に誹謗中傷や人のプライバシーに関わる情報が匿名で投稿されるトラブルについては、現在も深刻な社会問題として扱われています。

政府は、こういったネット上の問題の責任を、サービス提供者であるプロバイダが過度に追われる危険性を憂慮し、2002年5月に「プロバイダ責任制限法」を施行しました。

この法律は、ネット上で起こった問題、例えばネット上で誹謗中傷をされたり、プライバシーを侵害されたりした際の救済内容や手続きをルール化し、ネット環境を適切に保つために定められた法律です。具体的には、①誹謗中傷等に関する投稿削除についてプロバイダの適切な対応を促すこと、②誹謗中傷等に関する発信者の特定・開示、という目的を持っています。2022年10月以降は、より迅速に発信者を特定し被害者を守るため、新たな裁判手続（非訟手続）の創設や開示請求を行うことができる範囲の見直しが行われました。

情報流通プラットフォーム対処法とは

2022年の改正で、誹謗中傷等による被害者の泣き寝入りを防ぐための対策が強化されたものの、投稿削除までのインフラ整備が不十分であることによる問題が少なくありませんでした。例えば、投稿を削除するための具体的な対応策や窓口、手続きが整備されておらず、結果として投稿が拡散されてしまうといった二次被害などが挙げられます。

これに対応するため、2024年5月、プロバイダ責任制限法が改正され、「情報流通プラットフォーム対処法」として新たに公布されました。また併せて、どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化することなどを目的に、違法情報を例示したガイドラインも策定されています。

情報流通プラットフォーム対処法の概要

情報流通プラットフォーム対処法では、ネット上で行われる誹謗中傷や有害な情報に対応するため、特に影響の強い「大規模プラットフォーム」を扱う事業者に向けて、①対応の迅速化、②運用状況の透明化、に関する次のような措置を義務付けています。違反時には1年以下の拘禁刑または

100万円以下の罰金という厳しい罰則が科せられる可能性があります。

① 対応の迅速化

事業者は、誹謗中傷や有害情報を削除するための申し出を受け付ける窓口や手続きを整備し、公表しなければなりません。また、十分な知識経験を有する者を選任するなど事業者内で削除申し出に対する体制を整備し、定められた一定期間内に申し出に関する判断や通知を行う必要があります。

② 運用状況の透明化

事業者は、投稿や情報の削除基準を検討し策定・公表をしなければなりません。この公表内容には、運用状況も含まれます。また、削除対応をした旨を発信者へ通知する必要もあります。

上記の措置を取らなければならない大規模プラットフォーム事業者には、誹謗中傷や有害情報による権利侵害発生への恐れが少なくないとされる事業者が該当します。例えば、電気通信に関わるSNS事業者や検索エンジン業者、動画配信サービス業者などがあります。プラットフォーム事業者が自身の判断で削除の対応を行うことで、これまで以上に迅速な投稿削除が実現され、被害者への影響を最小限に食い止めることが期待されています。

ウーブン・シティとは

ウーブン・シティ (Woven City) とは、トヨタ自動車 が建設する実証都市のことです。都市内に敷かれた道路の形が網目のように見えることから、「織られた」を意味する英語「woven」が名称に用いられました。また、トヨタ自動車の祖業が「豊田自動織機」という織物を生業とする企業であったことも由来といわれています。

ウーブン・シティの構想は、2020年1月にアメリカで行われた家電・技術見本市「CES 2020」で、当時の社長である豊田章男氏により発表されました。場所は、同年末に閉鎖された静岡県裾野市の「トヨタ自動車東日本株式会社 東富士工場」の跡地で、約70万平方メートル（およそ東京ドーム15個分の広さ）の広大な土地になります。

東富士工場は自動車の利用が急速に拡大していた1967年に竣工された工場です。社運を賭けた稼働といわれました。新たな都市「ウーブン・シティ」を東富士工場の跡地に建設することは、長きにわたりトヨタの経営を支えてきた工場の歴史をつないでいくという強い意味が込められています。

利便化される交通インフラ

ウーブン・シティは、2021年2月に建設が開始されました。特徴は、何といっても最新技術が搭載された街であるという点が挙げら



れます。これは、ウーブン・シティは、トヨタ自動車 が擁するさまざまな技術の実証実験を行う場でもあるためです。

その一つとして、3種類の道路建設があります。具体的には、歩行者用の道路、全自動運転車（自動運転モビリティ）専用の道路、歩行者とスピードが遅いパーソナルモビリティが利用する道路の3種類です。

自動運転モビリティとは、すべての人が自由に移動することができる乗り物づくりをコンセプトに、自動運転技術や先進運転支援システムなどが搭載された「e-Palette」などの車両です。ウーブン・シティでは、この全自動運転車が実験的に取り入れられることになっています。また、パーソナルモビリティが利用できる道路では、電動車椅子や電動アシスト付き自転車、電動キックボードなど、少人数で利用することができる小型の車両が行き来できま

す。これらの道路を歩行者用道路と区分して配置することで、自身の希望やスタイルに合わせた移動を安全に行うことが実現します。また、物流の移動は主に地下トンネルを利用することで、物流業界のスムーズな稼働も期待されています。

終わりに街づくり ウーブン・シティの今後

ウーブン・シティは、2025年の秋以降に住民の居住が開始されると発表されています。導入の手始めとして、トヨタグループの関係者や家族、そして外部からの研究者などおよそ100人が住民として住み始める予定です。

将来的には2,000人ほどの居住が見込まれていますが、完工時期は定められていません。これは、ウーブン・シティが建設されることをゴールとして想定しておらず、今後も状況に応じて新たなサービスの実証や導入が繰り返されることを目的としているためです。

また、ウーブン・シティでは、トヨタ自動車のみならず、さまざまな企業に向けて実証実験への参加が呼びかけられています。例えば、参加を決めたダイキン工業は花粉を排除した空間づくり、ダイドードリンコは新たな価値創造をモットーに、自動販売機サービスの拡充を行う予定です。

「自分以外の誰かのために」という想いを共有できる仲間が集う場所として、ウーブン・シティの今後から目が離せません。

食品用器具・容器包装の ポジティブリスト制度

2020年6月の法改正により、食品用の器具や容器の包装を構成する物質に関して、安全性が評価されたもののみを使用するという制度が義務化されました。この制度は「食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度」と呼ばれています。

ポジティブリスト制度とは、安全性が評価された物質のみを利用許可しリストアップしたもので、食品用器具や容器包装の他、食品添加物などでも取り入れられています。

リストアップの方法は、まず全ての物質の使用を禁止します。その上で、安全性が評価されたもののみを使用許可物質とし、使用量などをリストにまとめます。食品と直に触れる物質については人々の健康を守るためにも厳重な検査や管理が必要となるため、使用可能な物質を限定することで、食の安全を保つことが可能になります。

ポジティブリストでは、例えば食品用器具や包装で使用するプラスチックを構成する成分（ポリマー）の種類ごとに食品区分、最高温度、合成樹脂区分が細かく決められています。これにより、熱可塑性プラスチックや熱硬化性プラスチックはリスト対象となりますが、ゴムなどは対象外とされました。

食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度は、人々が口にする食品の衛生管理をより向上させる効果が期待されています。また、海外の食品安全管理基準とも連携した制度になるため、国際整合的な規制が整備されるというメリットもあります。ただし、万が一制度に違反をした場合には1年以下の懲役または100万円以下の罰金という厳しい措置が取られる可能性があります。食品の製造や販売を行う業者や、食品に使用する容器を輸入する業者などは事業規模を問わず対象になりますので、ポジティブリストの内容を熟知し、行動をしていかなければなりません。

歯と口の健康週間

毎年6月4日から10日までの1週間に「歯と口の健康週間」が実施されています。6を「む」、4を「し」という語呂合わせにちなみ、日本歯科医師会が6月4日を「虫歯予防デー」としたことがきっかけです。歯や口の健康を維持するためには何をすべきかを広く周知し、歯や口のトラブルの早期発見や治療を促すことを目的として設定されま

した。また、歯の衛生週間には「8020（ハチマル・ニイマル）運動」も積極的に提唱されています。これは、80歳になった時に自分の歯を20本以上保つことを理想とするもので、歯の大敵である「虫歯」と「歯周病」を予防し、歯の喪失を防ぐことが重要とされています。皆さんもぜひ歯と口の健康週間を意識し、毎日の歯みがきなどの手順や内容を見直してみたいかがでしうか。

ポケット・パーク

ポケット・パークとは、ビルや団地、マンションの一角や道路の脇などの空きスペースに作られた、ごく小さな公園のことです。公園とはいうものの、一般的な公園に設置されている遊具などがなく、ベンチが1つ置いてあるだけのものもあります。衣類のベストにあるポケットのように小さな公園であることが、名前の由来です。

公園は運動やレクリエーション、散策などを行う場、景観や環境を整える場、避難場所としての機能も果たすなど重要な場所です。ポケット・パークのメリットは、小規模ながら誰もが気軽に休息を取ることができるような場所を、わずかなスペースで作ることができる点です。また、都市部のビルが立ち並ぶ空間に設置することで、アスファルトやコンクリートなどによるヒートアイランド現象を防ぐ効果も期待できます。生活向上面や環境保全面に寄与するポケット・パークは、今後も全国各地で導入が見込まれています。